

じんけん

# ながさき



## はじめに

本県では、「長崎県人権教育・啓発基本計画(平成18年策定、平成24年改訂)」のもと「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」をめざし、各市町をはじめ関係機関と連携協力し、学校や家庭、職場、地域社会等、あらゆる場や機会をとらえて人権教育・啓発を推進してきました。

しかしながら、「長崎県総合計画(平成23年策定)」においては、平成27年度には50%という数値目標を設定している「人権意識が向上したと思う人の割合」が、平成24年度は34.6%に止まるなど、より一層の人権教育・啓発の取組が重要になっています。

人権教育・啓発の推進に当たっては、正しい情報と知識の獲得、指導者の知識・技能のスキルアップ、実態に即したプログラムの開発・提供、体験型学習の普及や学習環境の充実が必要であると考えております。その取組の1つとして県では、人権教育啓発資料を作成し、その活用を広く呼びかけてまいりました。

人権啓発資料「じんけん ながさき」は、21号から「正しく知ることから正しい行動へ」をテーマに、21号では「士農工商」の教科書記述の変遷、22号では、人権教育や研修の意義を考える論考を掲載してきました。こうした流れを受け、本号では、県内における部落問題の歴史的な状況や今日的な問題についての論考を掲載しています。本県においては、同和問題を身近に感じないといった声や、同和問題を取り扱うから差別が広がるといった考えがまだまだ聞かれます。正しく知ることの第一歩として、被差別当事者の声なき声を聞くことが重要です。21号、22号に引き続き、本号の掲載内容が、そういった状況を少しでも変えていく学びにつながることを期待しております。

また、各種研修会で活用していただくことをねらいとして、「部落問題」「ハンセン病回復者（元患者）の人権」「就職試験の際の違反質問」をテーマにした学習プログラムや新規購入のDVD・ビデオ情報、当課に登録いただいている人権・同和教育指導者の方々の名簿についても掲載いたしております。

本資料が県民の皆様や人権教育・啓発に取り組む皆様、また関係機関・団体の活動の一助となれば幸いです

平成26年3月

長崎県県民生活部人権・同和対策課長

# 目 次

CONTENTS

## はじめに

1. 長崎県の部落問題 .....	1
-------------------	---

NPO 法人長崎人権研究所 阿南重幸

## 2. 体験的参加型学習による人権・同和教育学習プログラム

はじめに .....	14
プログラム 1 「部落問題をめぐってこんな疑問が…」 .....	15
プログラム 2 「ハンセン病回復者（元患者）の人権」 .....	20
プログラム 3 『この質問はOK?』 .....	25

## 資料編

1. ビデオライブラリー新規購入ビデオ情報 .....	30
2. 県内の人権・同和教育指導者の皆さん .....	33

# 長崎県の部落問題

NPO 法人長崎人権研究所 阿南重幸

## 1. はじめに

### 2. 部落問題への取り組み

〔差別古地図事件〕

〔結婚差別事件〕

〔長崎県職員採用試験〕

〈教育の取り組み〉

〔賤称語発言〕

〔差別手紙事件〕

〔「差別」教科書事件〕

〈企業の取り組み〉

〈宗教界の取り組み〉

### 3. 再学・部落の歴史

### 4. おわりに

本稿では、「部落問題」と「同和問題」という言葉を両方使用している。その違いをあえて言えば、「同和」という言葉は、昭和16年から使用されたものであり、それ以前は融和という言葉が使われた。しかし、部落問題はそれ以前からあった。戦後に「同和」という言葉が、行政施策や法、様々な取り組みで使用されたので、それに関わっては「同和問題」を使用し、一般的に部落差別を表す言葉として「部落問題」を用いた。

## 1. はじめに

一枚の地図が、長崎に部落問題への風穴を開けることになった。昭和45年（1970）、長崎市は開港400年を記念して、『長崎図録：開港400年』を出版した。この「図録」には「享和2年肥州長崎図」が含まれており、そこには江戸時代の身分呼称である「エタ」あるいは「ヒニン」という文字が記されていた。

昭和40年（1965）国に対して行われた「同和対策審議会答申」は、同和問題の解決を「国の責務」であり同時に「国民的課題」とし、昭和44年（1969）には「同和対策事業特別措置法」が制定され、同和問題への取り組みが本格的にスタートした。しかし、長崎県においては、先の答申が出される直前に総理府が行った「全国同和地区基礎調査」で、県内7地区が報告されているが、「同和地区として取り上げることは県民感情の上からも適当でなく」とし、さらに、昭和47年（1972）には、国から再度の対象市町村の調査依頼に対して、「調査の結果該当はありません」と返答している。

このような状況の下で、昭和46年（1971）、この「古地図」の掲載は差別だとする抗議が

長崎市に対して行われ、その様子は新聞でも報道された。当時長崎には部落問題に関する運動体はなく、労働団体によるものであったが、ともかくも部落問題への取り組みが開始されたのである。そんな中、昭和48年（1973）長崎県とB県にまたがる結婚差別事件が起こった。長崎県A町出身の女性はB県で就職し、当地の男性と結婚話が進んでいた。ところが、男性が被差別部落の出身であることを女性の両親が知ることになり、女性宛に次のような手紙が送られた。

「よく考えてくれ。結婚は、どんなに遠くても良いが、わんの気持ちもわかるが、わんの一生のことじやけん、親たちも話したかことがある。わら、○○の○○に嫁に行けといつたら行くか。親も親類にならんとぞ。（略）この意味ばいえば絶対につまらんとぞ。（略）えんば切るつもりか。見たらもやせ。」

この手紙は、県内のA町にすむ両親の名前で送られたものである。○○とはA町にある字名である。つまり、女性の両親は自分たちの住む町の被差別部落を挙げ、「嫁にいくか」と迫り二人の仲を裂こうとしたのである。この件は運動体の知るところとなり、A町・長崎県と運動体との間で「確認書」が取り交わされた。それには、①A町に同和地区が存在していること、従って、長崎県に存在していること。②部落差別が存在していること。との二点が確認され、この事件は、長崎県でも本格的に部落問題（同和問題）への取り組みが行われる契機となったのである。

## 2. 部落問題への取り組み

その後、長崎県は昭和51年（1976）企画課に「同和対策事業担当」を配置し、同年長崎県同和対策連絡協議会の設置を行い、同和問題への取り組みを開始した。また、昭和53年（1978）「長崎県同和対策基本方針」を、翌年には「長崎県同和対策長期計画」が策定され、県内3地区の指定地域を対象に同和対策事業が進められた。このような県の動きと並行する形で、それまで、見えなかった「部落問題」が次々と浮かび上がることになった。ここではそのいくつかを追ってみたい。

### 〔差別古地図事件〕

先の差別につながる「古地図」の展示や掲載は、反省が生かされることなく、その後も続いた。実はこの「古地図」事件は戦前水平社運動の時代でも糾弾が行われていた。そして、昭和45年（1970）の長崎開港400周年記念事業においても問題となっていた。

昭和51年（1976）県立美術館で行われた「出島展」で差別呼称が記された古地図が展示された。この時、県は次のような見解を示している。

「差別古地図と認めます。それは、未解放地区を示す呼称が表示されているからであります。」としたうえで、関係職員の認識不足、研修の不十分性をあげ、「この展示は市民の差別

意識を助長するもの」として、古地図の保管、取扱い等について十分配慮し、万全を期す旨明らかにし、ただし、学術研究のための閲覧は許可するとしている。

しかしながら、これらの教訓は生かされることなく、昭和58年（1983）県青年団連合会主催の「青年団国際交流のつどい」で参加者に配布されたパンフレットの表紙に再びこの古地図が使われたのである。

被差別部落を特定する「地図」や「地名」等の扱いは、一律に禁じられるものではなく、「使われ方」が問題とされる。歴史的な呼称や地名等は消すことはあってはならないことである。まして部落問題そのものを「なかった」ことにしてはならない。したがって、歴史研究では、その旨但し書きをすることで了解を得ている。何よりも、これら資料等を取り扱う担当者が「古地図」の持つ意味を十分に認識することが大切である。

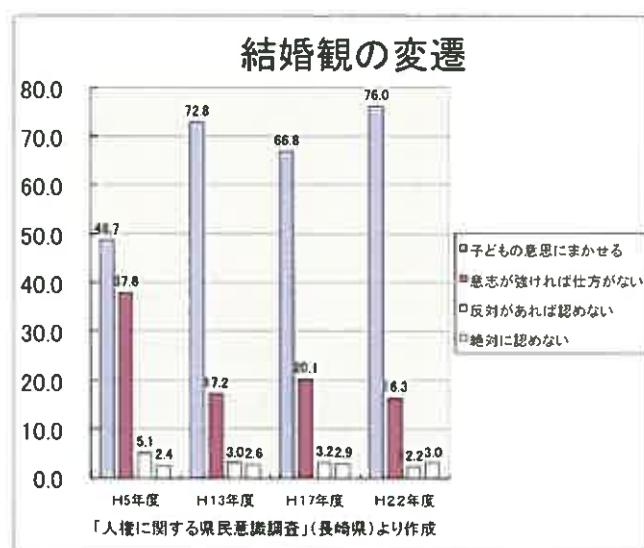
### 〔結婚差別事件〕

昭和56年（1981）C市の広報紙に「突然ことわられた縁談」という投書が寄せられた。

DさんとFさんは、お互いの親ごさんの承諾の元に結納をとり交わし、結婚式の日取りも決まりました。ところがある日、この縁談は一方的な電話一本で、突然破談になってしまったのです。……ちょうどそのころ、ある市の同和対策に関わる不祥事が連日のように新聞紙上をにぎわしていました。Fさんはおばあさんが同和地区に住んでおり亡くなられた後、両親ともどもそこに移り住んでいました。……はっと思いあたったFさんは、仲人さんに、「今度のことと同和と関係があるのですか。」と聞いたところ、仲人さんはたいへんびっくりした様子で「とんでもない。そんなことはぜんぜん関係ありませんよ」と強い調子で打ち消されたそうです。（要旨）

結局この縁談はこわれ、Fさんとその周辺では、それ以外（同和問題）に原因はないと固く信じられているとのことである。

また、昭和63年（1988）、県内のある市で結婚差別事件が表面化した。Gさんは福岡県内のある女性Hさんと数年間の交際を経て、結納をとり交わす予定であった。両親にも紹介し、叔父夫婦に仲人を頼んでいた。Gさんは女性が被差別部落出身であることを承知していたが、結婚の障害になるとは想えていなかった。ところが、叔父による身元調査の結果、女性が被差別部落出身であることがわかり、この結婚に強く反対するように



注) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

なった。両親も、「Hさんに不満はないが、部落差別は強い。いっしょにさせてもお互いに不幸になるだけ」と反対に転じた。最終的に二人は結婚したが、この事件も、県内の結婚差別の実態を表したものとなった。

この種の問題が公にされることはある。ちなみに長崎県が行った「人権に関する県民意識調査」では、「あなたの子さんの結婚しようとする相手が被差別部落の出身であるとわかった場合、あなたはどうしますか」との問い合わせに、「子どもの意志にまかせる」が年々増えているが、「認めない」も、いまなお、数パーセントあることに変わりはない。

### 〔長崎県職員採用試験〕

平成6年（1994）長崎県職員採用二次試験の面接の際、次のようなやり取りが行われた。

面接官「家族のことを聞いてもよいですか」

B君「はい」

面接官「お父さんの仕事は何をされていますか」

B君「学校の指導により答えられないようになっておりますが、よろしいでしょうか」

面接官「うん」

面接官「お父さんは○○県におられますか」

B君「はい」

面接官「お兄さんは、県内におられますか」

B君「他県に行っています」

職業安定法（1999.6改定）

（求職者等の個人情報の取扱い）

第5条の4

一労働者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。

この面接での出来事は、受験生の在籍校である他県の高校から連絡があり、判明したのである。さらに、当時長崎県人事委員会が作成した「面接調査票」には、「家族状況の欄に「続柄」「父」「母」とあり、読書・新聞等も尋ねるようになっていた。

就職応募用紙は1970年代まで、本籍・家庭環境・親の職業・資産・信仰宗教・支持政党・購読新聞や自宅の畠枚数まで記入させていた。これらは「差別選考」だとして、昭和48年（1973）文部省は「全国高等学校統一用紙」を使用し差別選考を行わないよう通達を出し、本籍地も都道府県のみに変更された。長崎県の二次面接および、調査票はこれら就職差別の撤廃という取り組みに反していたのである。ちなみに、平成8年（1996）「統一用紙」から本籍地・家族・胸囲・色覚欄が削除された。また、平成11年（1999）には、職業安定法が改定され、第5条の4（求職者等の個人情報の取扱い）と「労働大臣指針」によって個人情報の取扱いについて法的裏

付けがなされた。

以上、長崎県内で起こった部落差別につながる事件（事例）を紹介することによって、どのような問題があるのかを指摘してきた。

これらの取り組みは必然的に教育や企業、宗教界等いろいろな分野へ関心を広めた。

### 教育の取り組み

「同和」という言葉は、昭和天皇の改元勅語「人心惟（こ）れ同じく民風惟（こ）れ和し」からとったとされ、昭和16年（1941）大政翼賛体制の一環として設立された同和奉公会の名称で使われるようになった。融和事業は同和事業に、融和教育は同和教育に変えられた。戦後、この言葉が戦争遂行体制のための言葉であるとの理由で変えようとする動きがあったものの、昭和27年（1952）文部省の次官通達「同和教育について」が出され、翌年には、全国同和教育研究協議会（全同教）が結成され、この言葉が使われるようになった。

このように全国的には、戦後すぐから同和教育の取り組みが行われていたが、長崎県では、先の「古地図事件」以降のことである。しかし、昭和49年（1974）には、長崎県同和教育研究協議会（長崎県同教）が結成され、同和教育への取り組みが開始される。教科書に部落問題が記述されたのは、ちょうどこのころ（昭和47年～昭和50年）であり、教師たちも否応なくこの問題に向き合うことになる。昭和52年（1977）長崎県同教は、長崎県内の小・中学校長全員と教職員2,000人を対象に、「同和問題に対する教職員の意識実態」のアンケート調査を郵送法により実施した。その結果、部落差別の存在についての認識は76%が「ある」とし、しかも年齢差はあまりみられることはなかった。また、結婚に対する態度も「その時にならないとわからない」を選択した人が50%を超え、「反対」や「こだわる」が17%近くいた。さらに、教科書の同和問題記述について、「解決に役立つ」は35%であり、「一概に判断しかねる」が45%であった。これらは、当時の教職員の部落差別に関する実態を表すものだった。長崎県教育委員会は、その翌年（昭和53年）「長崎県同和教育基本方針」を策定した。

「人間が人間を差別している。基本的人権が不当に蹂躪されている。日本の封建制は今も尚、固く殻を閉ざして解放への真の喜びの日は尚遠しの感深い。吾々はその最も代表的な姿を同和問題にみる。」  
（全同教結成趣意書）

## 〔賤称語発言〕

同和教育では、①教育内容、②進路保障、③集団作り（仲間づくり）への取り組みが主に行われた。これらの教育内容の一つが

### 差別事象が起こったら

1. 事実の確認  
客観的に把握する。
2. 報告  
全教職員が共通に認識する。  
市町教育委員会への報告。
3. 研修  
発展的に推進するための重要な機会として、「共に学びあう」という姿勢で、職員研修を行う。

「人権教育をすすめるために」第44集  
(長崎県教育委員会発行、平成23年)

部落史（問題）学習である。先に述べたように、社会科の教科書には、すでに記載されており、義務教育においては、全国の学校で、全ての子どもたちが学習することになり、教える教師たちも学習せざるを得ない状況であった。

しかし、まず直面したのは、「賤称語発言」である。江戸時代の身分を表す言葉（えた・ひにん等）を授業の後に遊びにあるいは、相手を落

とし込めるために使用するのである。平成元年（1989）から平成4年（1992）の間に長崎県においても10件が報告されている。しかも、報告した学校は、同和教育に力を入れている学校であり、そのような学校に集中しているところに問題が感じられた。つまり、県内全域で授業は行われるのであり、報告が上がらないこと自体が問題視されたのである。この「賤称語発言」は現在でも起こっており、その対処について、上記のように取り決めが行われている。

こうした中、平成10年（1998）に発覚した現職教員による差別事件は、それまでの同和教育への取り組みを大きく反省させることになった。

### 結婚・恐喝事件でのっち上げ (現職教頭、1992年-98年発覚)

・・・娘さんは私も一度会ったことがあります。子のようでしたが、弟が暴走族のようなものに入っており、何よりも親が・・・（同和教育の大切さは教えているものの実際に自分が直面すると）・・・絶対同和の件は内緒にお願いします。それで婚約を破棄させました。ところがそういうところの親は、ただではすみません。出る所に出て警察官をやめさせてやるとか息巻き、最終的には三百万位の金で落ち着きそうです。

（「借金依頼の手紙」一部抜粋）

### 〔差別手紙事件〕

教員Kは、サラ金でお金を借り、取り立てに追われていた。そこで、同僚から借金をするために、部落差別を利用した架空の事件をでっち上げたのである。この事件は衝撃的でもあった。なぜなら、同和教育に関わりを持ち、そこで知りえた「知識」を部落差別と認識しながら、借金依頼のための理由と

したのである。部落差別をしてでも、お金がほしかったといえば、そうなのだが、とても許されるものではなかった。もちろん手紙に示されるような事実は一切なく、まったくのでっち上げなのである。

### 〔「差別」教科書事件〕

昭和 51 年（1976）、県内のある大学で使用されている教科書に差別表現があることが、学生によって指摘された。問題箇所には「僻地、離島、特殊な部落、スラム街などの中には、親が子どもを使ってかっぱらいをさせるところがある。」と書かれていた。著者の T 教授は、この表現は「道徳の相対性」を述べたものとしたが、後日「無意識的であれ、予見を持っていたためである」と釈明している。このテキストは昭和 48 年まで 9 年間使用され、以降は絶版とされていた。長崎県は「僻地」や「離島」が多く、この表現に抗議はなかったのだろうか。また「特殊な部落」とは、「特殊部落」とも読むことができる。「特殊部落」という表現は、被差別部落をおとしめる表現として使われてきた歴史がある。T 教授がこのことを知らなかつたとはいえないだろう。

この大学では、同年から部落問題をテーマとする「講座」が開設され、今日に至っている。また、全国的な部落問題を扱う授業開設のうねりを受け、教職課程にも「解放教育」講座（後に「人権教育」）が設置された。

### 企業の取り組み

企業もまた、その体質が問われることになった。昭和 50 年（1975）発覚した「部落地名総鑑」購入事件は、企業等 223 社が購入しており、他にも「全国特殊部落一覧」「日本の部落」等、8 種類存在することが明らかになった。「地名総鑑」とは、全国の被差別部落の住所を一覧にしたものである。当時、戸籍等を利用する身元調査が横行しており、昭和 45 年（1970）には、「壬申戸籍」が永久封印された。この戸籍には「族称欄」があり、「身分」を遡って知ることができたのである。さらに昭和 51 年（1976）

#### 【ある「地名総鑑」の序文】

極秘のお取扱いを。

就職や結婚に際して、身分差別をすることが、今日大きな社会問題となっていることは、皆さん  
が十分ご承知のことと存じます。

部落解放同盟の解放運動の展開と、内閣同和対策審議会の同和政策などにより、同和教育が進められる一方、戸籍閲覧、交付の制限、履歴書などに本籍地詳記の省略など、差別に対する防御策がとられ、採用面接時に住所を尋ねたり、家族の職業を尋ねたりする事が禁じられ、不用意に話題がこれらの点に触れると、理由がどのようなものであったとしても、差別の意図があったものと解釈され、厳しい制裁を受けるのが現状です。

（友永健三『いま、改めて「部落地名総鑑」差別事件を問う』。より）

には、戸籍法が改正され戸籍の公開制限が行われた（後掲「戸籍制度に関する年表」参照）。このように差別身元調査を封じる動きに挑戦するかのように、「部落地名総鑑」が作られ、販売されたのである。そしてこの購入企業の中に県内企業が含まれていたのである。

昭和 52 年（1977）国は、企業内における人権啓発や公正な採用選考等を推進することを目的に、「企業内同和問題研修推進員」（平成 9 年から「公正採用

選考人権啓発推進員」)の設置を進めてきたが、長崎県においても、昭和58年から50人以上の事業所を対象に推進員を選任する設置基準を設けた。目的として、①適正な採用選考システムの確立を図ること、②職業安定行政機関との連絡を密に図ること、③企業内における人権・同和問題の研修等の推進を図ることが挙げられている。

しかし、平成11年(1999)県内企業による差別事件が発覚した。I県にある営業所の社員が「お客様のご依頼」との理由で、当地の同和地区の所在地を行政機関に問い合わせるというものであった。この件はただちに土地調査差別事件として、問題視されたが、さらにこの社員が同和問題にまったく無自覚で、この企業が同和問題の研修をまったく行っていなかったことも判明したのである。この事件を受け、長崎県は企業向け研修として、セミナー「企業と人権」を長崎、佐世保、諫早等で開催している。

平成23年(2011)、大阪府は「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を改定し、「土地調査」も差別事象として追加され(従来は身元調査が対象)、違反者には、「勧告」「公表」が行われることになった。

また、身元調査に関わっては、今日、住民票や戸籍謄本の不正取得が多発しており、問題となっている。つまり、法律上請求が認められている8業種(行政書士、弁護士等)の有資格者が探偵業者等からの依頼で不正に取得し、こうした個人情報が業者間で販売され、不正な利益を得ていたというのである。不正取得は県内でも発覚している。

今日、先の公正採用選考人権啓発推進員に対する研修は、長崎労働局が県内9か所の公共職業安定所を単位に実施しているが、平成22年度(12回、1,062人)、23年度(8回、812人・751社)、24年度(8回、823人・758社)となっている(長崎県人権・同和対策課調べ)。また、長崎県への個別企業からの依頼研修は年々増加している。

### 宗教界の取り組み

宗教と部落問題の関わりは歴史的に深いものがあるが、昭和54年(1979)アメリカのプリンストンで行われた「世界宗教者平和会議」で、当時日本佛教界の理事長であった町田宗夫曹洞宗宗務総長は、「日本に部落差別はない。百年ほど昔にあったことがあり、今はない。部落差別を理由に一部の人が騒ぐだけである。」として、「日本の名誉のために部落問題は絶対削除してもらいたい。」と発言したのである。国が同和対策審議会答申をうけ、同和対策事業特別措置法を制定して、部落問題の解決に向け一丸となっているこの時期に、この発言は大きな波紋を呼んだ。そして、この問題は、宗教教団にとって改めて部落問題が問われることになった。実は、1970

## 1. 長崎県の部落問題

年代初頭から差別法・戒名問題が取り沙汰されていたのである。法・戒名とは、仏門に入った人や死者に対して名付けられる名で浄土真宗は「法名」といい、他は「戒名」という。この法・戒名をつける際、被差別身分の人に対して、畜・賤・草・僕・非・革・婢・旃陀羅（せんだら）等のきわめて差別的な字を用い使用したのである。このうち、旃陀羅とは、インドのカースト制で最下層とされる「チャンダーラ」を意味するのである。そしてこのような差別法・戒名が、墓碑や位牌に刻まれ、過去帳に記されたのである。

町田発言は差別法・戒名の問題を浮かび上がらせ、当時の調査によると、主なもので曹洞宗が700件、浄土宗で636件の差別戒名が刻まれた墓石が見つかっている。また、真言系各派は、「貞觀政要格式目」、浄土宗で「無縁慈悲集」、曹洞宗は「小僧訓」という手引書があることが判明した。ここに至って、宗門の教義そのものが問われることになり、各派はキリスト教や神道、諸教も含めて「同和問題にとりくむ宗教教団連帯会議」を、昭和56年（1981）に結成した。

県内においても、平成2年（1989）「部落解放にとりくむ長崎県宗教教団連帯会議」が結成され、今日に至っている。

## 3. 再学・部落の歴史

教科書に部落問題が登場して、すでに40年が過ぎる。そして、記述される内容も、部落史研究の進展や、部落問題をどう教えるのかという問題意識の下で、さまざま変遷がみられる。一言でいえば、当初の歴史認識自体が貧困すぎたといえよう。つまり「差別と貧困」という一面的な理解に止まり、被差別部落史の多様性に触ることはなかったといえる。先に触れたように、部落史授業のあと頻発する「賤称語発言」は誤解を恐れずに言えば、授業内容に問題があるといわざるを得ない。教科書記述の変遷については、本誌21号「教科書から士農工商が消えた？」に詳しく記述しているが、そのポイントを挙げると、

- ①「士農工商」という言葉が使われていない。
- ②「低い」から「別に」（存在形態の変化）
- ③「おかれた」から「いました」へ
- ④「不満をそらす」「分断支配」がなくなる
- ⑤被差別民の仕事や役割について

となる。これらを「マイナスイメージ」から「プラスイメージ」といわれることがあるが、そうではなく、キーワードを「多様性」としたい。

学校教育においては、小学校6年生、中学・高校の歴史教育に関わる全ての教員が、

今一度教科書記述の変遷の意味をしっかり理解し、知識の更新をすることが大切である。

## 4. おわりに

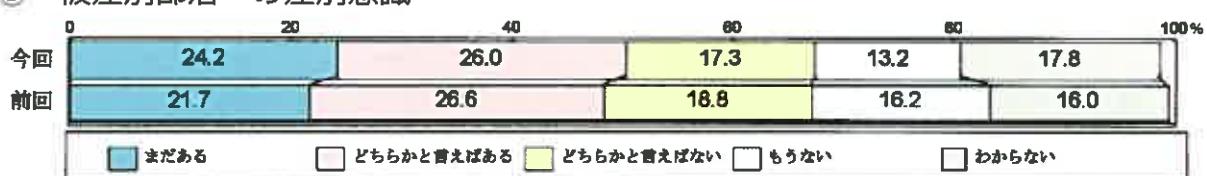
「人権に関する県民意識調査」(長崎県、平成 22 年度)によると、長崎県民の約 8 割が「同和問題」を知っており、「差別意識」は 3 割がないといい、5 割は「ある」と答えている。「なくすことができるか」の問いに、約 3 割は「できる」といい 5 割は「難しい」と答えている。

(※今回：平成 22 年度、前回：平成 17 年度、前々回：平成 13 年度)

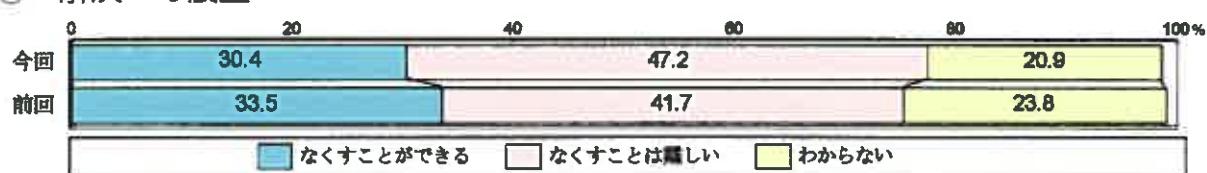
### ① 同和問題の認知



### ② 被差別部落への差別意識



### ③ 解決への展望



注 1) 割合については四捨五入して表記したため合計が 100 にならないことがある。

注 2) ②、③については平成 13 年度の調査項目ではなかった。

ある大学で「人権教育」等の受講者約 300 名に、部落差別はどうしてあるのかを問うてみた。それによると、①「世間・風潮・いいつけ」が 21.5%、②「歴史・知識」が 30.7%、③「優越感・自己保身・違い」が 47.8% であった。これはあらかじめ解答例を示したものではなく、記述で回答されたものである。それであるにもかかわらず、大方三つの要因に分類されたことは、部落差別の存在を知るうえで参考になる。

それぞれ代表的な意見をそのまま掲載する。

#### ① 「世間・風潮・いいつけ」を問うもの

・私は心の中にフィルターがあるからだと思います。歴史や周囲の偏見が、きれいな心を

くもさせてなんとなく周りがやっているからといった理由で相手を本来のきれいな心で見れていないからだと思います。

- ・「差別されるのが当たり前」という風潮が未だ消えていないからだと思います。今は部落差別を解決しようという動きが全国に広がっているが、差別していることに自分たちがまず気づけていないというようなことは、今の日本でも平然と起きていることである。(少し違うかもしれないが、電車のグリーン席に子どもは連れてくるべきではないという暗黙のルールなど) 自分たちの生活基盤の変動をおそれるのではなく、私たち自身の意識を改革しようとする勇気を持つことが大切だと思った。
- ・日本人の特ちょうではないかと思う。やはり周りの目や「皆が」といった言葉に敏感な私たちは何かと人と違うものを遠ざけたがるのではないかと、悪いこととわかっていても、しょうがないと思ってしまっているのだと思う。その心の根底にある意識が変わらなければ部落差別や、差別というものそのものがなくなっていないのだと思う。

### ② 「歴史・知識」を問うもの

- ・部落差別は「特殊な」役職をしていて、それを多くの人が都合の良いように制度化してしまったため、根強く残ってしまったのだと思います。昔は大人の言うことには従わなければならぬという風潮が強く、大人が子どもへと伝えることによってさらに溝が深まっていたのだと思いました。
- ・あいまいな知識 自分の考えがなく、人に流される。部落差別をしようと思っている人ってあまりいないと思う。知識がないから間違った考えをしたり、人の意見をそのまま受け入れたりするのだと思う。よって、正しい人権教育をして、しっかり自分で意識して考えることが必要だと思う。

### ③ 「優越感・自己保身・違い」を問うもの

- ・私は部落差別などは絶対に起こらないようにするべきだと思います。しかし、これまで長い間続いてきた部落差別はそう簡単になくなるものではありません。部落差別がなくなる理由は、人間の「安心を求める心理」が働いているのかもしれません。誰かを下の地位に落とせば自分はその人たちよりも上、だから安心といったものです。これをなくすには、そうした行為を絶対やるべきという周囲の目を強固なものにする必要があると思いました。
- ・人間の心理の一側面として、「自分と異なるもの、自分の知らないものに対してある程度の恐怖心に似た類の感情を抱いてしまう、という部分も誰もが持っています。明治以前の身分と仕事が分けられていた時代には、死んだ牛馬の解体のような、周囲の人々にとって「異質」な仕事を担当していた人達に対して、上に述べたような「恐怖」を周りが感じてしまい、それが差別につながったのではないかと考えます。

・私が考える「なぜ部落差別がおこるのか」ということは、人はそれぞれ違いがあるということを深く考えていなかったからだと思う。だから、身分が違うからとか、なりわいとしている職業が違うからとか、そういうことで見下したり、差別が生まれるということが起こるんだと思う。また、人を見下すという行為をすることで、自分がその人よりも上に立っているという優越感や安心感を得たいという弱い人間の心も差別を生んだのではないだろうか。

これら①②③に集約される意見に参考にして部落差別をなくすための対抗軸をとりあえず、立ててみた。なお、③については、安心・優越・弱さ・勝る・違い、というキーワードも拾うことができた。

①に対する対抗軸は、偏見・差別を見極める力（スキル）を置く。

②に対する対抗軸は、正しい知識の普及をあてる。

③に対する対抗軸は、人権感覚（態度）を立ててみる。

「国連人権教育の10年」では、次のような定義が行われている。

「人権教育とは、知識とスキルを分かち伝え、態度を育むことを通して、人権の普遍的な文化を形成しようとする教育・訓練・宣伝・情報提供の取り組みと定義することができる。」

ひとまずはこの定義に従い、部落差別意識に対抗するための方法を考えていきたい。

## 参考文献

- 磐本恒信『よき日えの軌跡』（長崎県部落史研究所、1985年）
- 高島典夫「部落問題に関する教職員の意識」（『ながさき部落解放研究』創刊号、1980年）
- 長崎県部落史研究所『部落差別はなくなりつつあるのか？』（その1～3）（1990年～1996年）
- 友永健三『いま、改めて「部落地名総鑑」差別事件を問う』（解放出版社、2006年）
- 部落解放研究所編『新版 宗教と部落問題』（解放出版社、1990年）
- 中野陸夫他『同和教育への招待』（解放出版社、2000年）
- 長崎県県民生活部人権・同和対策課『人権に関する県民意識調査－平成22年度意識調査報告書』（2011年）

## 資料

## 戸籍制度に関する年表

年 代	項 目	備 考
1871 明治 4	太政官布告「戸籍法」。	
1872 明治 5	壬申戸籍の作成。	戸籍なき者は外国人とみなす。(外国人排除)
1875 明治 8	平民へ苗字の義務化。	
1884 明治 17	華族令制定。	
1886 明治 19	族称欄の登場。	華族制度(1869年)が主因、アイヌは「旧土人」
1898 明治 31	民法の制定 戸籍法の制定。	家制度(戸主・長子相続) 戸籍公開性。
1919 大正 8	私生子差別を廃止すべきだ。	臨時法制審議会。
1923 大正 12	「戸籍簿・身元調査等の改正を要求するの件」を決議。	第2回全国水平社大会。「因習打破に関する建議案」を帝国議会に提出。
1925 大正 14	族称欄の訂正作業。	「戸籍吏の無理解による過失」を名目に。
1938 昭和 13	族称記載が廃止。	
1942 昭和 17	族称欄の廃止。 「私生子」称が差別呼称として廃止。	
1947 昭和 22	改正民法の公布(家制度の廃止)。	新戸籍法の制定。
1952 昭和 27	「棄児」の言葉が戸籍から削除。	
1953 昭和 28	「変死」が推定できる表現が戸籍から削除。	
1967 昭和 42	「いまだに壬申戸籍を公開しているのはおかしいのではないか」	「朝日新聞」声欄への投書。
1968 昭和 43	「壬申戸籍」の閲覧禁止。	
1970 昭和 45	「壬申戸籍」の永久封印。	
1976 昭和 51	戸籍の公開制限。	戸籍法の改正。8職種は除外。
1985 昭和 60	住民票の公開制限。	住民基本台帳法の改正。
1993 平成 5	国連規約人権委員会、民法・戸籍法・住民基本台帳法における婚外子差別の撤廃を日本に勧告。	
1994 平成 6	戸籍法の一部改正。	「電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例」施行。
1995 平成 7	住民票における婚外子記載差別が解消。	子はすべて「子」とされた。
	住民基本台帳ネットワークシステムが新設。	
2003 平成 15	個人情報保護法が成立。	
2004 平成 16	性同一性障害者の戸籍上の性別変更が認められる。	「性同一性障害者の性別変更の取扱いの特例に関する法律」施行。
	戸籍統柄の婚外子表記を申し出により、序列記載に改める。	長、二、三という序列から排除された男、女という性別記載。
2007 平成 19	戸籍・住民票の非公開原則。	戸籍法の改正。8職種は除外。
2008 平成 20	韓国で戸籍制度を廃止、新家族制度をスタート。	